

労務通信

2015.12月号

「ストレスチェック」義務化で注目される産業医の役割

◆今年 12 月から義務化

改正労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの義務化」が、今年 12 月 1 日より施行されます。労働者数 50 人以上の事業場では来年 11 月末までに、最低 1 回はストレスチェックを実施する必要があります（労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務）が、義務化を前に、大きな役割を担う「産業医」に注目が集まっています。その理由は、法律でストレスチェックの実施者は「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」でなければならないとされているからです。



◆実施者を誰にするか？

東京経営者協会が今年 9 月に行った「ストレスチェック制度に関するアンケート」の結果によると、ストレスチェック制度の実施体制について、回答した企業の 28.9%が「産業医が実施者を兼務」、25.5%が「産業医が共同実施者（外部委託）」と回答していることから、産業医に大きな期待が寄せられていることがうかがえます。なお、半数以上の企業がストレスチェック制度実施の課題として「産業医・外部機関との連携」を挙げています。

◆厚労省がリーフレットを公開

厚生労働省は、11 月上旬に、産業医に関するリーフレット「産業医を選任していますか？ 代表者が産業医を兼務していませんか？」を公開しました。このリーフレットでは、「常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては産業医を選任しなければならない」こと、「産業医の選任・変更の際には労働基準監督署に届け出なければならない」こと、「産業医として法人や事業場の代表者が選任されている場合は早期に改善すべきである」こと等が示されています。産業医を適正に選任していない、または産業医制度が機能していないケースは非常に多く、ストレスチェック制度を契機に見直しを図る企業が増えるものと思われます。

◆産業医制度自体の見直しも検討

なお、厚生労働省は、産業医の位置付けや役割について見直す必要性が出てきていることから、9 月下旬より「産業医制度の在り方に関する検討会」を開催し、必要に応じて法令の改正も念頭に置いた検討を行う方針を示しています。将来的に何らかの法改正が行われる可能性が高いため、今後の動きに注目しておきましょう。



マイナンバーの取得・管理・保管について、当事務所がサポートいたします。

マイナンバー情報

◆雇用保険関係書類のマイナンバー記載が始まります(平成 28 年 1 月 1 日より)。

いよいよ雇用保険関係書類においてマイナンバーの記載が必要となります。厚生労働省より、本人確認のポイントが発表されていますので、ご注意ください。

◆雇用保険関係の様式

平成 28 年 1 月以降、事業主が従業員から個人番号を収集したうえで記入し、ハローワークへの提出が必要となる雇用保険関係の主な様式は次の通りです。

- 雇用保険 被保険者資格取得届
- 雇用保険 被保険者資格喪失届
- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(※)
- 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(※)
- 介護休業給付金支給申請書(※)

(※) 事業主が提出することについて労使間で協定を締結したうえで、できる限り事業主が提出することになっています。

◆本人確認(個人番号・身元(実在)確認)の方法とポイント

事業主は、上記の届出等にあたり、従業員の個人番号の確認と身元(実在)確認が必要です。

(1) 雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、身元(実在)確認のための書類の提出は不要。

《確認書類：次のいずれかの書類による》

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード
- ・ 個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書など

(2) (1) に該当しない場合は、①又は②の方法で個人番号の確認と身元(実在)確認が必要。

①個人番号カード

②通知カード又は個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書+(A)～(C)いずれか

(A) 以下の書類のいずれか一つ

運転免許証／運転経歴証明書／旅券／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書

(B) 以下の書類のいずれか一つ

写真付き身分証明書／写真付き社員証／官公署が発行した写真付き資格証明書など

(C) (A) 又は (B) が困難な場合は以下の書類から2つ以上

公的医療保険の被保険者証／年金手帳／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書など

○マイナンバー制度(雇用保険関係)(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>